

触法少年に対する司法・福祉機関における再非行防止に向けた実践研究

—地域社会資源の開発と連携—

大原天青¹・反中真弓²・笠松聡子³・笠松将成³
(¹元国立武蔵野学院・²名古屋少年鑑別所・³三重県国児学園)

<要 旨>

本研究では、司法と福祉の狭間にある少年に対する連携した支援を展開していくために、「触法少年に対する司法・福祉機関における再非行防止に向けた実践研究」に取り組んだ。具体的には、非行化した少年の入所型施設（少年鑑別所・児童自立支援施設等）から地域へ生活拠点を移行していく際に、必要な地域社会資源の開発と連携のためのモデル作成するため、現状の実態と課題を整理した結果を本稿では報告する。

本報告の対象は、全国児童自立支援施設協議会が毎年集計している実態調査を用いて、入所時の年齢、非行種別、入所経路、精神医学診断、支援達成状況、退所後の状態について明らかにした。その結果、入所児童は中学2年生が急激に多くなり、中学3年、中学1年生という順で、最低入所年齢は小学2年生（8歳）であった。入所期間は2年以内が8割であり、多様な精神医学的症状を示していた。児童自立支援施設の支援達成状況は87%、支援未達成ケースは13%であった。

こうした結果から、退所後の地域移行支援にあたっては、児童福祉法上の児童福祉司指導だけではなく、司法領域の地域支援機能との繋がりや医療機関や教育機関との連携が求められることを明らかにした。また司法と福祉、実践と研究を繋いでいくシステムを構築するための考え方や方法について示した。

<キーワード> 非行少年・地域支援・再犯防止・司法と福祉の連携

【はじめに】

触法少年の数は年々減少傾向にあるものの、少年鑑別所や児童自立支援施設、少年院に入所する少年たちの多くは、幼少期から逆境体験を複数抱え、発達障害やトラウマ関連性の問題を呈し、被害者としての体験から、加害者としての責任を背負わなければならない状況がある。こうした被害と加害の連鎖は、施設入所等によって一定期間ケアを受けることで解決するわけではなく、地域生活を継続する中で断続的に対応がなされる必要がある。

これまで司法と福祉の狭間にある触法少年に対する対応は、児童相談所や警察、家庭裁判所や少年鑑別所などの公的機関が中心的役割を担ってきた。また非行性が進み家族関係にも重篤な課題を抱えているケースは、児童自立支援施設や少

少年院に入所し必要な教育を受けることになる。

少年院および少年鑑別所はすべて公設公営で法務省が管轄している。少年院の種類は、第1種少年院（心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満）、第2種少年院（心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満）、第3種少年院（心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満）、第4種少年院（少年院において刑の執行を受ける者）である。少年鑑別所は少年の非行性やその背景を多角的に鑑別する機能や少年を収容し必要な調査や処遇を行うこと、また地域における非行や行動上の問題に対する相談対応機能を有している。

一方、児童自立支援施設は主に犯罪や不良行為をなす恐れのある児童や生活指導等を要する児童を入所および通所させ、退所したものに対する

支援を行うことを目的とした児童福祉法 44 条に位置づけられた施設である。

このように少年院と児童自立支援施設は対象年齢や非行性、家庭環境など重なり合っている点もあれば、違いもある。特に、両施設を退所した後の地域支援には差が見られる。児童福祉法上の位置づけにある児童自立支援施設では、少年が家族や地域へ再び戻る際には、司法機関の関与はなく、児童福祉法上の社会資源が中心となっていた。

本研究で現状の児童福祉法上の措置と司法上の対応の狭間を埋め、双方の社会資源や制度を最大限に活用し、少年たちの地域社会への適応に貢献するための実態の基本調査と少年や保護者からのインタビュー調査を実施した。なお、本報告では実態調査の基礎資料から具体的な実践上の取り組みを紹介するとともに必要な考え方を明らかにすることに焦点をあて、紙面の関係からインタビュー調査については報告に含めなかった。

【問題と目的】

筆者らの実態調査から、少年鑑別所から児童自立支援施設送致決定を受けた少年の1年以内の再非行率が8.7%であることが明らかにされた(反中他、2022)。しかしこの数は少年鑑別所を経て児童自立支援施設に措置されたケースに限定されていた。つまり少年鑑別所を経由しない形で児童自立支援施設に入所した少年の実態については十分に明らかにされていない。

そこで本研究では少年鑑別所を経由しないケースを含むデータを用いて、児童自立支援施設に入所した少年の実態に着目する。特に、非行種別、入所期間、精神医学的特徴、処遇達成状況等について示し、年少非行少年が児童自立支援施設から退所し、地域へ移行していく期間における課題や

児童自立支援施設と少年鑑別所をはじめとした司法と福祉の連携について検討する。

【方法】

本研究の対象は、全国児童自立支援施設協議会が毎年集計している実態調査のデータを用いた。具体的項目は、入所期間、非行種別、入所時学年、入所経路、精神医学診断、支援達成状況、退所後の状態である。対象期間はデータが活用可能であった2012年度～2019年度の8年間とした。対象少年数は合計7879人である。

各質問項目について年度ごとに集計された単純集計結果および8年間の全体結果を提示した。なお本データを活用するにあたり、全国児童自立支援施設協議会の承諾を得た。

【結果と実践への示唆】

(1) 対象少年の人数と年齢

対象少年は8年間で7879人、各年度の入所者数は2012年1136人から2019年856人であり徐々に減少していた。入所時の年齢は中学2年が最も多く、次いで中学3年、中学1年、小学6年となっていた。最年少は小学2年生の13人、小学3年生は44人であった。

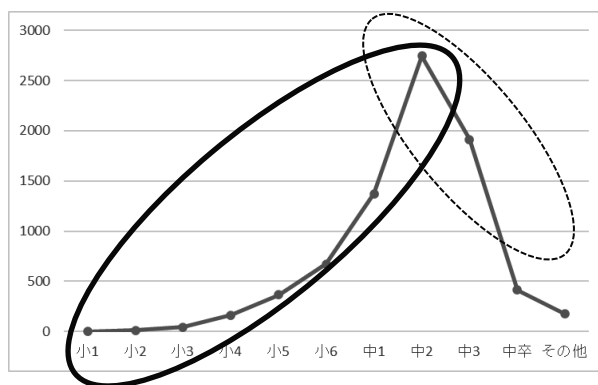


図1. 入所年齢の推移

図1には入所年齢の推移を示した。すべて児童福祉法の対象として児童自立支援施設に入所した子どもたちであるものの、点線で示した中学2年生以降は問題の程度によって司法と重なる対象となる。一方、低年齢で非行化している少年に対しては児童福祉法上の支援が提供されることで青年期の逸脱を防ぎ、地域社会への適応を促していくことが重要になるだろう。

(2) 入所理由

男子の入所理由は上位順に、窃盗、暴行、性非行、施設不適応、家出・浮浪・徘徊であった。女子の入所理由は上位順に、家出・浮浪・徘徊、性非行、その他、施設不適応、窃盗であった。男女で入所理由の違いが顕著であった。

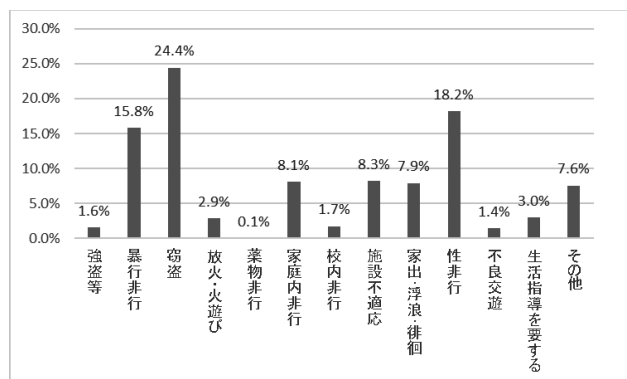


図2. 入所理由の割合 (男子)

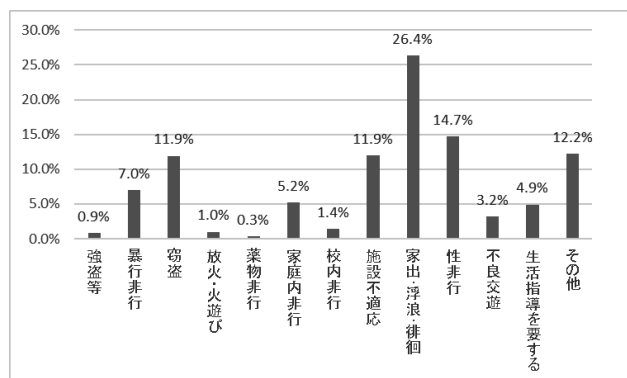


図3. 入所理由の割合 (女子)

図2,3には男女別の非行の割合を示している。男女による主訴の違いは退所後の地域支援にお

ける重点が異なってくることが想定できる。また男女ともに比較的高い割合を示す性非行であっても、男子では性加害による入所が多く、女子では売春などの被害を含む要因によって入所していることが想定される。

(3) 医学診断

男子の被虐待の割合は44%、知的能力障害12%、自閉スペクトラム症21%、注意欠如多動症26%であった。女子の被虐待の割合は47.6%、知的能力障害9.2%、自閉スペクトラム症12.1%、注意欠如多動症10.6%であった。

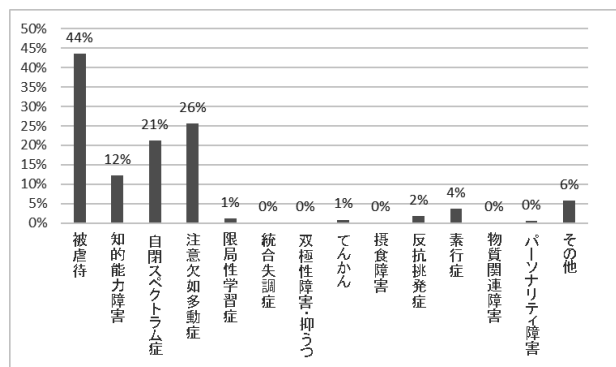


図4. 被虐待と医学診断の種類と割合 (男子)

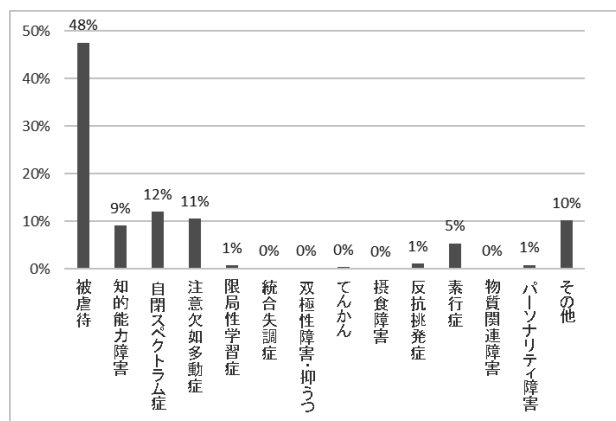


図5. 被虐待と医学診断の種類と割合 (女子)

図4,5には男女別の精神医学上の診断割合を示した。児童自立支援施設に入所する子どもにはADHDやASDなど発達上の課題を持つ子どもが多く入所していることが示された。特に近年、何ら

かの発達特性に加えて、逸脱が重なって入所する子どもたちの割合が多いことが現場の実感であるだろう。

(4) 入所経路と入所期間

入所少年のうち、家庭裁判所からの措置は19%、児童相談所による措置は81%であった。入所期間は、1年未満32%、2年未満50%、3年未満14%、3年以上4%であった。

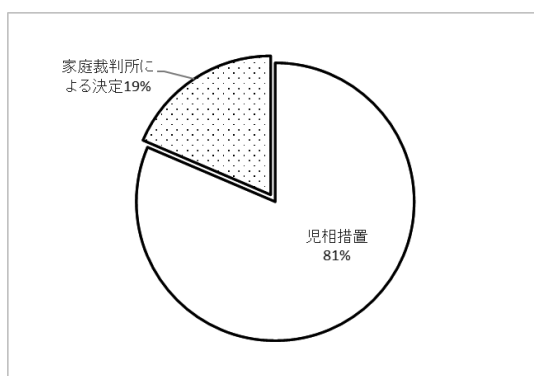


図 6. 入所経路

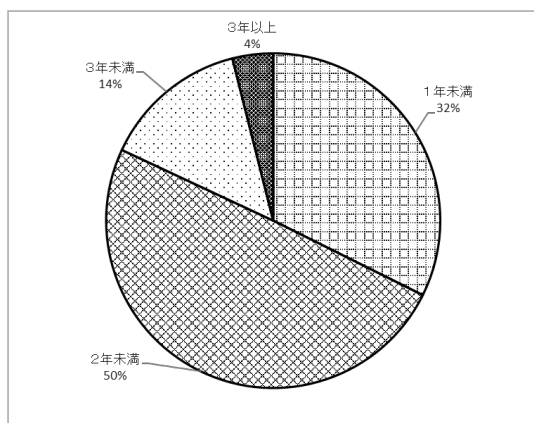


図 7. 入所期間

児童自立支援施設の場合、家庭裁判所の審判によって児童自立支援施設送致が決定される場合と児童相談所による判断によって入所が決定される場合があり、入所経路の違いがある子どもが生活を共にすることになる。家庭裁判所の審判の場合は少年鑑別所を経て入所に至るケースが多いことから、少年たちの改善への動機付けが一定程度なされていることが多い。ただし、児童自立支援施設に入所後は、家庭裁判所を経由した少年

であっても児童相談所の児童福祉司の担当者が付くことになり、地元の学校との調整や家族関係の調整がなされる。家庭裁判所を経た入所ケースにおいては、入所段階から退所前後の支援に至るまでの経過を司法領域と連携して対応することができれば、効果的に再犯防止を行うことが可能になるだろう。

また入所期間では2年以内が全体の80%以上を占めていることから、退所を見据えた地域社会への繋ぎの準備を入所時点から行うことが円滑な社会適応に当たって重要になると考えられる。

(5) 支援達成・未達成状況

児童自立支援施設に入所し、支援の目標を達成して次の生活拠点に移行した少年を支援達成、入所期間中に行動上の問題を繰り返すなどによって支援が困難となったケースを支援未達成ケースとして集計した結果、支援達成は87%、支援未達成ケースは13%であった。

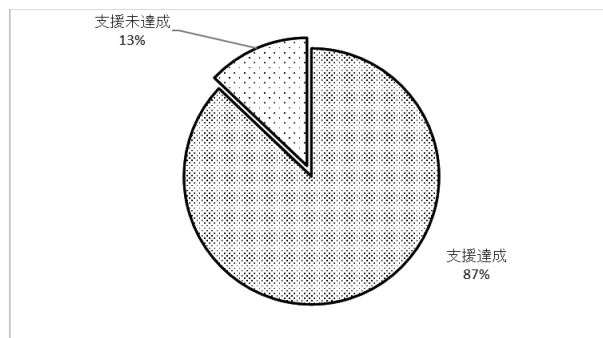


図 8. 支援達成状況

この結果からは、児童自立支援施設に入所後に支援を達成できずに、何らかの問題によって退所となるケースの存在が明らかとなり、支援達成後の地域社会への繋ぎとともに、支援が達成できなかったケースへどのような対応がなされているのか注目することが重要であると示唆できる。

(6) 支援達成少年の進路

支援達成少年のうち、家庭復帰進学45%、家庭

復帰復学 20%、他の施設への措置変更 20% 家庭復帰就職 6%、住み込み就職 3%となっていた。

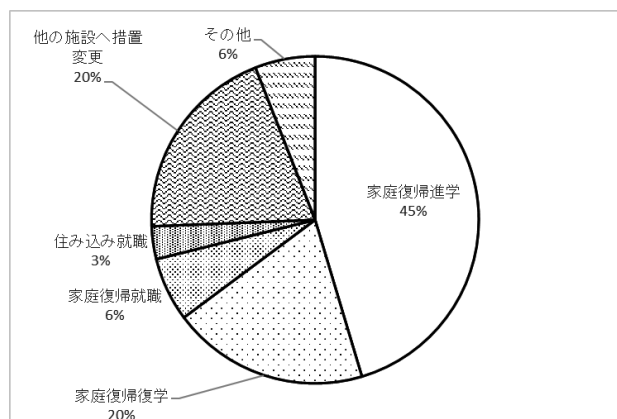


図 9. 支援達成者の退所後の進路

児童自立支援施設退所後の進路は 70%以上が家庭での生活を再開していた。この結果から、入所期間中に、家族関係の調整が必須であり、復学するには学校や地域社会のつながりを再構築する環境調整が求められるだろう。

(7) 支援未達成者の状況

支援未達成者は、その後家庭引き取り 45%、家庭裁判所送致 23%、他の施設への措置変更 16%、その他 13%、行方不明 3%となっていた。

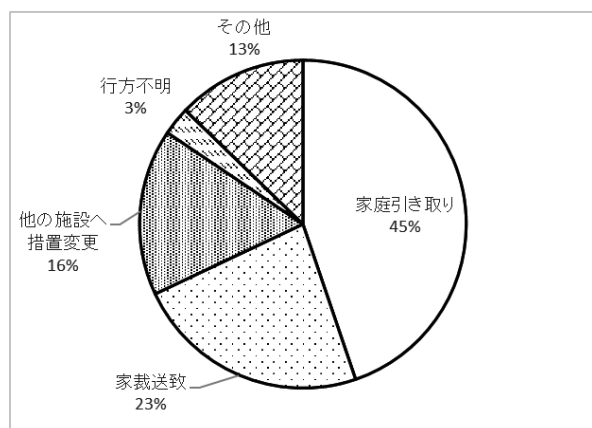


図 10. 支援未達成者のその後の状況

この結果は支援が未達成で家庭に引き取られるケースに対しての地域社会への適応が課題になることを示している。つまり、児童自立支援施設

設に入所によって少年たちの成長と家庭や地域の受け入れ体制の調整がなされていない状況で退所に至るケースが存在することを示している。こうしたケースの個別支援状況を調査することによって実践上の示唆が得られるだろう。

【考察】

本報告では、過去 8 年間に全国の児童自立支援施設に入所する少年の実態を報告した。児童自立支援施設は児童福祉法第 44 条に基づき、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」を対象とした施設である。こうした点から、年少少年の非行や行動上の問題の実態を明らかにする対象として児童自立支援施設は適していると考えられた。

対象少年のうち、最低年齢は小 2 (8 歳)、入所期間は 2 年以内が 8 割であったものの、3 年以上在籍している少年も 4%存在した。低年齢で入所する少年は入所期間も長くなりがちであることが推測され、精神医学的症状を示している可能性が考えられる。

実際、男子の医学的症状をみると ADHD26%、ASD21%であった。一般人口における子どもの有病率が ADHD5% (DSM-5)、ASD1% (DSM-5) であることを考慮すると、幼少期から行動上の問題を呈する少年の生物学的基盤と環境要因を十分に考慮することが必要であると考えられる。

こうしたニーズを有する年少の入所少年であっても、87%は支援を達成していることは、児童自立支援施設のきめ細かい指導や成長発達を促す関わりの成果であると考えられる。また支援達成ケースのうち 70%以上が家庭復帰していることは少年個人への働きかけのみではなく、家族や

地域社会に対する支援の必要性を示唆するものと考えられる。

一方で支援未達成児童が13%いることから、こうした少年に対する児童福祉領域と司法領域の連携が求められている。そこで本調査結果を踏まえて、今後触法少年に対する司法・福祉機関における再非行防止に向けた具体的な取り組みやその基盤を支える方法について実践的な提案や取り組みを紹介する。

【実践的な取り組みと提案】

児童自立支援施設に入所する少年はかつての非行少年のように集団化し、深夜徘徊や器物破損、窃盗などを繰り返し入所してくる少年たちは少なく、情緒や行動上の問題や発達上の課題が生育歴や逆境体験と共に複雑に絡み合っている事例が多いことが明らかになった。こうした点から、児童自立支援施設から地域社会への適応を促す上で重要になると考えられる取り組みを家族支援機能、少年鑑別所との連携、情報共有の枠組みの3点に絞ってまとめる。

(1) 家族支援機能の拡充

触法少年に対する再犯防止にあたって、児童自立支援施設退所後の家族の受け入れ体制と入所に関わる家族の要因を調整していくことは必須となる。すでに紹介した退所後の進路においても7割以上が家庭復帰している実態がある。

これまで児童自立支援施設では入所期間中に子どもの情緒や行動上の問題が徐々に改善し、養育者との面会や交流を行う流れは一般的に実施されてきている。しかし入所理由のもう一つの要因である養育者や親子の関係性に対して意図を持った働きかけは少なかったのではないだろうか。非行や行動上の問題は個人の内的要因だけで

はなく、家族や友人、地域社会との関係性の中にある課題と捉えるならば、個人への働きかけのみではなく家族や地域の調整を含めた対応がより一層重視される必要がある。

筆者らはこれまで家族と子どもの関係性に働きかける「非行領域における家族合同ミーティング（Family Group Meeting in Juvenile delinquency, 以下、FGMJ）」（大原・笠松、2019）の開発と実践に取り組んできた。この手法では、「子どもと家族及び関係者が集い、これまでの出来事を振り返り共有し、今の状況を理解し、今後の生活に向けた準備をするための目的を持った働きかけが行われる（大原・笠松、2019）。具体的には入所に至った出来事、背景の共有、それぞれの家族の思い、今後の対策などについて親族を含む関係者が集まり対話を積み重ねていく手法である。こうした取り組みは、非行少年と家族が抱える被害者意識と加害者意識の修復に働きかけることを可能にし、施設退所後の安定した生活に寄与することが示されている（大原、2022）。

入所少年への支援の蓄積がある児童自立支援施設だからこそ、積極的に家族調整機能を拡充していくことは重要な働きかけであると考えられる。



図 11. 家族合同面接のイメージ

(2) 少年鑑別所との連携

①実践上の連携

児童自立支援施設には家庭裁判所の審判によって入所する少年が19%いる(大原他2022)。その大多数が少年鑑別所を経て入所に至ることから、入所する少年の鑑別を担った法務技官や法務教官との連携がまず挙げられる(図12)。

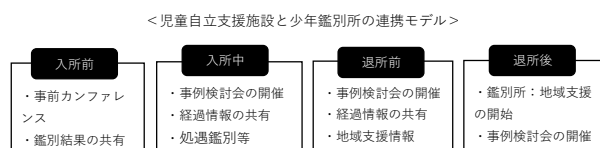


図12. 児童自立支援施設と少年鑑別所の連携モデル

入所前には少年鑑別所の所見を共有すること、入所後には児童自立支援施設での支援経過を共有し、退所前には少年鑑別所の地域援助の活用や社会資源の活用について事例検討を行うこと、退所後には地域における支援と児童自立支援施設のアフターケアとの連携などが考えられる。

こうした連携は、少年鑑別所における鑑別機能と児童自立支援施設における支援機能の理解が相互に深まること、所見に反映できなかった所感や生活支援上ほしい情報を聴取できるなど実践上も有意義である。また、経過を共有することができると、今後別ケースにおいて児童自立支援施設に入所を検討する際の鑑別所見にも参考になるかもしれない。このような密な連携がなされることは多機能化や高機能化に繋がることでもあるだろう。

②地域援助等の社会資源の活用

筆者らは年少少年の再非行防止に向けて児童自立支援施設と少年鑑別所と連携した研究に取り組んできた(三輪・反中他、2022; 反中・松田他、2022; 大原・反中他、2022; 浅野・反中、2022)。

その結果の一つは、少年鑑別所を経て全国の児童自立支援施設に入所した少年の予後が示されたことである。すでに紹介したように少年鑑別所を経て児童自立支援施設に措置された少年の1年以内の鑑別所への再入所率が16.3%であった(反中他、2022)。このうち、8.7%はおそらく施設入所中の再犯により少年鑑別所に再入所となっていることから(反中他、2022)、鑑別結果と児童自立支援施設内の支援機能の対応関係を検証することに示唆を与えており、残りの7.6%は施設退所後の家庭や地域における支援の課題を示すものだと考えられる。

児童相談所等の福祉領域における地域支援機能は、児童福祉司指導といった行政指導があるが、司法・矯正領域においては、保護観察をはじめとした社会内処遇や少年鑑別所の地域援助機能がある。これまで児童自立支援施設から退所後は一定期間、児童福祉司指導として児童相談所の通所、児童自立支援施設のアフターケア等が行われてきたが、さらに少年鑑別所の地域援助の活用をはじめ、少年の行動統制の程度に応じて、司法・矯正領域の社会資源の活用や連携が求められる。

(3) 連携のための情報共有の枠組み

児童虐待対応の場合、要保護児童対策地域協議会という児童福祉法上位置づけられ、参加者に守秘義務が課せられた会議を開催することで、情報共有を行う枠組みがある。こうした既存の手法を非行少年への支援にも積極的に活用することで、司法領域の機関と協働していくことが可能となる。特に、退所先が入所時と異なる場合や担当の児童福祉司が異動になる場合など、連携にあたって齟齬が生じやすい状況を解決するために効果的な情報共有が必要である。

本稿では、全国の児童自立支援施設を対象とし

たデータベースの作成やその収集や活用について述べる。法務省では刑事情報連携データベースシステム(以下「SCRP」)が構築されており、再犯者の経時的なデータ構築がなされている。一方で児童自立支援施設は国立2施設、各都道府県や政令指定都市による設置が54施設、民設民営2施設となっている。そのため設置主体の違いから、全国の児童自立支援施設で一貫した統計データが取られていない。今回紹介した全国58施設ごとの集計をまとめた「実態調査」は、個別ケースに紐付けられた集計を行っていないことから、実証的な分析を行うことが困難であった。例えば、支援達成の割合が87%であることは分かっても、主訴別、年齢別、入所経路別といった関連要因を分析することが不可能な形で集計されており、年少少年の非行について知見を集積することが難しい構造になっている。法務省のSCRPでも、児童自立支援施設送致となった少年の再犯状況はデータ化されているものの、退所日はデータに含まれていない。そのためSCRPを使用した年少少年の再非行にかかわる研究(三輪他, 2022; 反中他, 2022)では、児童自立支援施設送致の少年については退所日を予測して統計処理するしかなく、その後の支援状況が正確に追えないという実践・研究上の課題が示されている(反中他, 2022)。

今後、児童自立支援施設は全国で統一された個別ケースに紐付けられたデータベースの構築が課題である。こうした一元化されたデータベースを作成していくことが処遇効果を長期的に明らかにすることに繋がり、司法・矯正領域とのデータ共有を可能にして効果的な連携に繋がる。こうしたデータベースの構築は、年少から行動上の問題を呈する子どもたちの支援に関する実証的データの蓄積は、年少少年の再非行抑止にかかわる

支援プログラムの立案や効果検証を可能とし、児童自立支援施設の多機能化や高機能化に寄与すると考えられる。

<注釈>

本論で引用した児童自立支援施設のデータは児童養護施設調査等のデータと異なる。本稿は日本犯罪心理学会60回大会、児童自立支援施設の機関誌「Withのこころ」において報告した。

文献:

浅野百々子・反中亜弓・松田慎之介・大原天青・三輪大樹・柿木良太(2022)年少少年の再非行防止に関する検討Ⅳ—年少少年と年長少年の比較—, 日本犯罪心理学会60回大会。

大原天青・反中亜弓・松田慎之介・三輪大樹・浅野百々子・柿木良太(2022)年少少年の再非行防止に関する検討Ⅲ—児童自立支援施設入所少年の特徴—, 日本犯罪心理学会60回大会。

大原天青(2021)非行少年に対する児童自立支援施設における治療教育と心理的支援, 心理臨床学研究, 39(2), 118-129。

大原天青・笠松将成・笠松聡子(2019)非行領域における家族合同面接の理論と実際, 非行問題 225, 155-171。

大原天青(2019)「感情や行動がコントロールできない子どもの理解と支援—児童自立支援施設の実践モデル—」金子書房。

三輪大樹・反中亜弓・松田慎之介・大原天青・浅野百々子・柿木良太(2022)年少少年の再非行防止に関する検討Ⅰ—近年の特徴—, 日本犯罪心理学会60回大会。

反中亜弓・松田慎之介・三輪大樹・大原天青・浅野百々子・柿木良太(2022)年少少年の再非行防止に関する検討Ⅱ—処遇による再非行傾向

の違いー, 日本犯罪心理学会 60 回大会.